

2025 年 2 月 18 日

吸収分割に係る事前備置書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号

ソフトバンク株式会社

代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、ビー・ビー・バックボーン株式会社（本店所在地：東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号。以下「分割会社」といいます。）との間で、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社の sXGP 事業の販売等に関する業務を当社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本吸収分割に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 吸収分割の対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 1 号）

本吸収分割は完全親子会社間の分割であり、分割対価の交付はありません。

3. 会社法第 758 条第 8 号イ、同号ロに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 分割会社についての事項（会社法施行規則第 192 条第 4 号）

- (1) 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号イ）

別紙 2 のとおりです。

- (2) 分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 分割会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号ハ）

該当事項はありません。

6. 当社についての事項（会社法施行規則第 192 条第 6 号イ）

吸収分割承継株式会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割承継株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

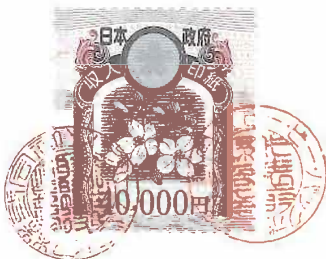
7. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

本吸収分割の効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割の効力発生日後の当社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本吸収分割の効力発生日後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

8. 吸収合併契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第 192 条第 8 号）

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以 上



吸収分割契約書

ビー・ビー・バックボーン株式会社（以下「甲」という。）とソフトバンク株式会社（以下「乙」という。）は、甲の PHS 周波数帯(1.9GHz)を利用したプライベート LTE サービスである sXGP サービスに係る事業(SIMの発行、貸与及び管理業務を除き、以下「本件事業」という。)に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、本件事業に関して甲が有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（吸収分割をする会社の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社たる甲及び吸収分割承継会社たる乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号：ビー・ビー・バックボーン株式会社

住所：東京都港区海岸一丁目7番1号

(2) 吸収分割承継会社

商号：ソフトバンク株式会社

住所：東京都港区海岸一丁目7番1号

第3条（継承する権利義務）

1. 本吸収分割に際し、乙が甲から承継する資産、負債その他の権利義務は別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする（以下「本件権利義務」という）。但し、本件権利義務の承継につき法令上、条例上又は行政上の許認可または承諾等を要するものについては、当該許認可または承諾等の取得を条件として承継する。
2. 本吸収分割による乙の債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第4条（本吸収分割の対価）

本吸収分割に係る全ての権利義務の承継の対価は0円とする。

第5条（分割効力発生日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2025年4月1日とする。但し、本吸収分割の手続き進行その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会）

甲及び乙は、会社法第784条第1項及び同法第796条第2項の規定に基づき、本契約および本吸収分割に関連する事項につき、株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日の日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって、本件業務を遂行し、本件業務にかかる財産の管理を行う。

第8条（競業避止義務等）

1. 甲は、分割効力発生日以降は、本件事業及びこれに類する事業は行わない。

2. 甲は、分割効力発生日以降、乙に対し、本件事業に関するプロモーションサービスを提供する義務を負わない。

第9条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産もしくは経営状態等の本契約締結の前提となる事情に重大な変動が生じたとき又は重大な誤りがあったことが発覚したときは、甲及び乙は、協議の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日までに、本吸収分割に関し法令上必要な関係官庁の承認が得られない場合には、その効力を失うものとする。第9条又は本第10条により、本吸収分割の条件が変更、又は本契約が解除若しくは効力が生じなくなった場合には、互いに損害賠償を請求しないものとする。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定める。協議が整わない場合には、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（甲の表明保証）

1. 甲は、乙に対して、本契約締結日及び効力発生日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
 - (1) 別紙「承継権利義務明細表」に記載される本件権利義務は、本吸収分割により甲から乙に承継される権利義務全ての情報である。
 - (2) 甲が知り得る限り、本件事業に関連し、自己が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権等の権利を何ら侵害しておらず、その他法律や契約に何ら違反しておらず、本吸収分割の目的を妨げる契約を何ら締結していない。
 - (3) 本件事業に関連し、自己が第三者から何ら訴訟、クレーム等の法的手続きを受けておらず、甲が知り得る限り、今後発生する可能性が存在しない。
2. 前項に規定された表明及び保証に違反する事項が判明した場合、甲は乙に対して、直ちに当該違反の具体的内容を書面により通知するものとし、甲及び乙は、対価の減額を含めて誠実に対応を協議するものとする。ただし、その場合も、乙の甲に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第13条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本吸収分割及び本契約に関連して相手方より開示を受けた経営上、技術上または営業上の情報（本契約に記載のある事項を除き、その複製物を含む。以下「秘密情報」という）相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者（ただし、甲及び乙の完全親子会社は除く）に開示または漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除かれるものとする。
 - (1) 開示を受けた時に既に公知であった情報
 - (2) 開示を受けた後、自らの責めに帰し得ない事由により公知となった情報
 - (3) 開示を受けた時に既に正当に保有していた情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく正当に取得した情報
 - (5) 開示を受けた秘密情報を利用することなく自ら独自に開発した情報
 - (6) 秘密情報から除外することを書面により同意した情報

2. 甲及び乙は、本吸収分割及び本契約以外の目的で秘密情報を使用してはならない。
3. 甲及び乙は、相手方より書面により要求された場合、当該書面の指示に従い速やかに秘密情報を返還または破棄するものとする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、本契約の各当事者が記名押印の上、各自 1 通を保管する。

2025 年 1 月 29 日

甲 : 東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号
ビー・ビー・バックボーン株式会社
代表取締役 社長兼 CEO 戸坂 豪臣



乙 : 東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号
ソフトバンク株式会社
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤



別紙

承継権利義務明細表

甲は、以下に記載する本件事業に係る資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。なお、以下に記載の承継する資産及び負債については、2024年11月30日現在の貸借対照表その他同日現在のものであり、これを基礎として効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

- ① 現金：41,341,045 円
- ② 売掛金：47,236,010 円
- ③ 商品：585,418 円
- ④ 前払費用：6,472,619 円

(2) 固定資産

- ① 有形固定資産：121 円
- ② 無形固定資産：1,942,494 円
- ③ 投資その他の資産：4,534,046 円

2. 承継する負債

(1) 流動負債

- ① 買掛金：896,060 円
- ② 未払金：37,825,890 円
- ③ 前受金：50,984,898 円
- ④ 契約債務（短期）：9,377,968 円

(2) 固定負債

- ① 契約債務（長期）：3,026,937 円

3. 承継するその他の権利義務等

本件事業にかかる以下の契約の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務のうち、本件事業に関するもの

- ① 関連機器の開発等委託契約
- ② 関連機器の購入・販売・保守契約
- ③ 関連機器のソフトウェア利用契約
- ④ 代理店委託契約
- ⑤ sXGP SIM 等利用規約等に基づく E/U 顧客とのサービス提供関連契約
- ⑥ 秘密保持契約
- ⑦ 研究室の設置・運用関連契約
- ⑧ 協業・パートナーシップ及び業界団体参加等契約
- ⑨ 広告掲載契約
- ⑩ 特許出願等契約
- ⑪ 上記に付随又は関連する契約



第 23 期 事 業 報 告

自 2023 年 4 月 1 日
至 2024 年 3 月 31 日

ビー・ビー・バックボーン株式会社

1. 株式会社の状況に関する重要な事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、春闘における30年ぶりの高い賃上げや1989年につけた日経平均株価の史上最高値を更新するなど、四半世紀の間達成し得なかったデフレからの脱却に向けた兆しが見えております。一方、ネットワークを提供する当社としては、年始で発生した能登半島地震等の自然災害が与える事業へのリスクに十分留意する必要があります。

このような状況下、当社におきましては、光ファイバー回線提供事業として、前事業年度に続き主要データセンター間等のダークファイバー回線提供に留まらず、波長貸しサービスのエリア拡大と同サービスを利用した専用線サービス提供を積極的に推進しました。また、新しい伝送サービス「B³Spectrum 400ZR/400ZR+」を2023年7月3日より提供開始しました。

sXGP方式サービス提供事業においては、iOS 16.4の提供開始に伴い、iPhoneの販売を皮切りに売上規模の大きい案件を獲得することができました。また、病院や介護施設向けに、sXGP方式サービスに対応した「VoLTE ナースコール」を開発しました。

これらの結果、当期の売上高は2,424百万円（前期比+71百万円）、経常利益は130百万円（前期比△253百万円）となりました。最終的な当期純利益は△683百万円（前期比△1,010百万円）となりました。

(2) 主要な事業内容

1. 電気通信事業法に基づく認定登録電気通信事業（総務省登録番号：300号）
2. 光ケーブル応用通信設備を利用したコンピュータによる通信システムの企画、設計、施工及びこの受託事業
3. インターネットを利用したネットワーク構築技術の調査・企画業務
4. インターネットを利用したネットワーク構築に関するコンサルティング業務

(3) 重要な資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(4) 重要な設備投資の状況

当期において実施した重要な設備投資総額は353百万円で、主な内訳は以下の通りです。

事業部門	設備投資額 (百万円)	主な設備投資の内容
光ファイバー回線提供事業	331	データセンター向け伝送路の設備取得 波長貸サービス等提供の設備取得 携帯基地局向け伝送路の設備取得
sXGP方式 サービス提供事業	18	ソフトウェア、検証機器等購入による取得

(5) 財産及び損益の状況の推移

単位：百万円

区 分	第 20 期 (2020. 4. 1 ～ 2021. 3. 31)	第 21 期 (2021. 4. 1 ～ 2022. 3. 31)	第 22 期 (2022. 4. 1 ～ 2023. 3. 31)	第 23 期 (当期) (2023. 4. 1 ～ 2024. 3. 31)
売 上 高	1, 819	2, 050	2, 353	2, 424
経 常 利 益	26	95	383	130
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△)	△43	△70	327	△683
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△1, 731 円 50 銭	△2, 798 円 08 銭	12, 991 円 66 銭	△27, 121 円 12 銭
総 資 産	4, 852	4, 664	4, 609	3, 731
純 資 産	3, 348	2, 389	2, 717	2, 033

注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(6) 対処すべき課題

当社は創業以来、親会社であるソフトバンク株式会社を始めとした通信事業者に対し、主に光ファイバー回線をダークファイバーとして提供することで事業拡大を進めてまいりましたが、昨今は競合他社も同等の回線提供が可能となり、市場占有率の拡大が難しくなっています。

このような状況の中、光ファイバー回線提供事業では事業範囲の拡大を目指し、ダークファイバー以外に波長貸しサービスや同サービスを利用した専用線サービスを開始し、サービスエリアの拡大やサービス認知度向上を推進してきました。

今後も更なるサービス提供実績の増加や積極的な広告活動の展開により、波長貸しサービスの第一想起企業を目指してまいります。

なおsXGP方式サービス提供事業では、前事業年度と比較し売上規模の大きい案件を獲得できるようになりましたが、契約リードタイムの長期化や競合製品との競争激化により、当該事業年度も引き続き営業損失を計上することになり、今後の事業計画を鑑み臨時損失を計上しました。

このような状況を踏まえ、当社としては当該事業の収益化を断念し、事業の廃止又は他社への事業移管等を含め、今後の当該事業の在り方について検討を進めている状況です。

同サービスを現在ご利用いただいているお客様には影響のないよう十分な配慮のうえで、お客様にとって最適なネットワークを提供する企業として、更なる事業展開を進めてまいります。

(7) 重要な親会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社はソフトバンク株式会社であり、同社は当社の株式を 25,200 株（出資比率 100%）保有しております。当社は親会社へ主として光ファイバー回線を提供する等の取引を行っております。

②親会社との取引に関する事項

親会社等との取引につきましては、一般の取引と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容および条件の妥当性等について、当社の利益を害さない適切な内容になっていることなどに留意し、当社取締役会を中心とした意思決定機関で審議の上、決定しております。

(8) その他会社の現況に関する重要な状況

当社は、ソフトバンク株式会社と共同で、楽天モバイル株式会社及び楽天モバイル株式会社元社員に対し、同社員が持ち出した営業秘密情報の利用停止および廃棄等ならびに約 1,000 億円の損害賠償請求権の一部として 10 億円の支払い等を求める民事訴訟を東京地方裁判所へ提起しました。現在係争中であります。

かかる訴訟については、当社の考えを適切に主張していく考えです。

2. 株式会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 100,000 株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 25,200 株 |
| (3) 株主数 | 1 名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出資比率
ソフトバンク株式会社	25,200 株	100%

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	他の法人等の重要な兼務の状況
代表取締役	戸坂 豪臣	ソフトバンク(株)テクノロジーユニット統括 共通プラットフォーム開発本部 BBB 事業推進室 顧問
取 締 役	山本 直起	ソフトバンク(株)テクノロジーユニット統括 共通プラットフォーム開発本部 BBB 事業推進室 室長
取 締 役	播口 仁朗	ソフトバンク(株)テクノロジーユニット統括 共通プラットフォーム開発本部 BBB 事業推進室 担当部長
取 締 役	近 義起	ソフトバンク(株)テクノロジーユニット統括 共通プラットフォーム開発本部 BBB 事業推進室 顧問 MetCom(株)取締役
取 締 役	佃 英幸	ソフトバンク(株)専務執行役員 Wireless City Planning(株)取締役 COO
取 締 役	牧園 啓市	ソフトバンク(株)専務執行役員 BBIX(株)取締役、Wireless City Planning(株)取締役
取 締 役	筒井 多志志	ソフトバンク(株)テクノロジーユニット統括 フェロー BBIX(株)取締役
取 締 役	関和 智弘	ソフトバンク(株)常務執行役員 Wireless City Planning(株)取締役
監 査 役	森山 佳紀	ソフトバンク(株)財務経理本部 資産管理部 部長 (株)5G JAPAN 監査役、ALES(株)監査役

4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令の遵守にとどまらず、高い倫理観に基づいた企業活動を行うため、すべての取締役および使用人が遵守すべきコンプライアンスに関する行動規範として、親会社が定める「ソフトバンク行動規範」を適用するとともにコンプライアンス体制の継続的な強化のため、以下の体制を整備します。

- ① チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を選任し、CCO は当社のコンプライアンス強化に必要な施策を立案し、CCO が選任したコンプライアンス推進者が中心となり実施します。
- ② 取締役・使用人が直接報告・相談できる親会社のホットライン（コンプライアンス通報窓口）を通し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見し、再発防止を図ります。なお当社は、「コンプライアンス規程」において、ホットラインに報告・相談を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保します。
- ③ 監査役は、法令および定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に求めます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録や決裁書等、取締役の職務執行に係る文書およびその他の重要な情報について、適切に保存・管理するため、以下の体制を整備します。

- ① 「情報管理規程」に基づき、保存の期間や方法、事故に対する措置を定め機密度に応じて保存・管理します。
- ② 「情報セキュリティ基本規程」に基づき、最高情報セキュリティ管理責任者であるチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を任命するとともに、CISO が選任した情報セキュリティ推進者を置き、情報の保存および管理に関する体制を整備します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業運営におけるさまざまなリスクに対し、回避、軽減その他の必要な措置を行うため、以下の体制を整備します。

- ① 「リスク管理規程」に基づき、各リスクに対応する責任部署を特定し、各責任部署においてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を図るとともに、緊急事態発生時においては、所定の緊急対策体制に切替え、代表取締役社長、またはこれに準ずるものの指示のもと、被害（損失）の極小化を図る。なお当該体制は各責任部署において整備します。
- ② 各責任部署は、実施したリスクに対する評価および対策についての進捗状況をまとめ、その結果を取締役会に報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、効率的な運営体制を確保するため、以下の体制を整備します。

- ① 「取締役会規則」を定め、取締役会の決議事項および報告事項を明確にするとともに、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にします。
- ② 取締役が取締役会において十分に審議できるようにするため、取締役会資料を事前に送付するとともに、取締役から要請があった場合には、取締役会資料に追加・補足を行います。
- ③ 「組織管理規程」を定め、業務遂行に必要な職務の範囲および責任を明確にします。

(5) 当社ならびにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社が定める「ソフトバンク企業行動憲章」等に則り、グループの基本思想・理念を共有し、管理体制とコンプライアンスを強化するとともに、当社の取締役および使用人に、グループ会社共通の各種規則等を適用し、以下の体制を整備します。

- ① 当社の取締役および使用人からの報告・相談を受け付ける親会社のホットライン利用により、企業活動上の不適切な問題を早期に発見し、再発防止を図ります。なお、当社は、「コンプライアンス規程」において、ホットラインに報告・相談を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保します。
- ② CCO または CCO が指名した代理人は、ソフトバンクグループのグループ・コンプライアンス・オフィサー（GCO）を頂点としたグループにおけるコンプライアンス体制構築の会議等に定期的に参加し、情報交換を通じて、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努めます。

- ③ 当社は、親会社であるソフトバンク㈱に対して、財務報告の有用性と適正性に関する確認書を提出する確認制度に参加し、財務諸表等の内容の適正性を確保するよう努めます。

(6) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、不当要求等を受けた場合は、主管部門を中心に弁護士や警察等と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人の配置を求めることができます。また、当社は、当該使用人の任命については監査役へ通知し、その人事異動・人事評価等は監査役の同意を得るとともに、当該使用人への指揮・命令は監査役が行うことにより、指示の実効性を確保します。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役に対して遅滞なく、（ただし、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実のほか緊急を要する事項については直ちに）次の事項を報告します。

- ① コンプライアンス体制に関する事項
- ② 当社に関する経営・財務・事業遂行上の重要事項
- ③ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ④ 法令・定款・規程違反事項
- ⑤ 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

(9) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査役が必要と認めた場合、当社の取締役および使用人にヒアリングを実施する機会を設けます。また、監査役は会計監査人との連携を継続的に図ることで、監査の実効性を確保します。
- ② 当社は、監査役に報告・相談を行ったことを理由として、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保します。
- ③ 会計監査人・弁護士等に係る費用その他の監査役の職務の執行について生じる費用は、当社が負担します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに関する事項

ソフトバンクグループとして取締役・使用人を対象としたコンプライアンス研修に参加し、情報交換を通じて、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努めています。
また、当社の取締役・使用人が直接報告・相談できる親会社のホットラインの利用を通して、

当社のコンプライアンスの実効性確保に努めています。

(2) リスクに関する事項

「リスク管理規程」に基づき、当社における各リスクに対応するリスクの管理を責任部門において行い、リスクの低減およびその未然防止を継続的に図っています。

また、各責任部門で実施したリスクに対する評価および対策について、進捗状況を必要に応じて取締役会に報告しています。

(3) 取締役・使用人の職務執行に関する事項

「取締役会規則」「稟議規程」「組織管理規程」等の社内規程に基づき、当社の取締役・使用人の職務執行の効率性を確保しているほか、取締役会においては十分に審議できる環境を確保しています。

(4) 内部監査に関する事項

監査役により、当社の法令および定款の遵守・リスク管理プロセスの有効性についての監査を行うほか、監査結果を取締役会に必要に応じて報告しています。

(5) 監査役の職務に関する事項

監査役は当社の重要な会議に出席し、必要に応じて当社の取締役および使用人にヒアリングをする機会を設けるなど監査の実効性を確保しています。

(注1) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告に係る附属明細書

2023 年 4 月 1 日 から
2024 年 3 月 31 日 まで

ビー・ビー・バックボーン株式会社

事業報告の内容を補足する重要な事項

該当事項はございません。

第 23 期 計 算 書 類

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

自 2023 年 4 月 1 日
至 2024 年 3 月 31 日

ビー・ビー・バックボーン株式会社

貸借対照表

2024年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	1, 046, 826	【流動負債】	975, 255
現 金 及 び 預 金	308, 780	買 掛 金	128, 793
売 掛 金	112, 166	未 払 金	122, 607
商 品	3, 162	未 払 法 人 税 等	2, 700
貯 蔵 品	1, 440	賞 与 引 当 金	118, 677
前 払 費 用	113, 259	契 約 負 債	585, 639
預 け 金	507, 761	未 払 消 費 税 等	16, 552
そ の 他	256	そ の 他	284
【固定資産】	2, 685, 065	【固定負債】	722, 733
(有形固定資産)	2, 602, 326	資 産 除 去 債 務	77, 406
機 械 設 備	280, 343	長 期 契 約 負 債	644, 827
線 路 設 備	2, 036, 414	そ の 他	500
建 物 付 属 設 備	2, 324	負 債 合 計	1, 697, 988
工 具 器 具 備 品	16, 821	純資産の部	
建 設 仮 勘 定	266, 423	【株主資本】	2, 033, 903
(無形固定資産)	1, 222	(資本金)	100, 000
ソ フ ト ウ ェ ア	0	(資本剰余金)	2, 210, 000
商 標 権	514	資 本 準 備 金	1, 050, 000
特 許 権	707	そ の 他 資 本 剰 余 金	1, 160, 000
そ の 他 の 無 形 資 産	0	(利益剰余金)	△ 276, 906
(投資その他の資産)	81, 516	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 276, 906
長 期 前 払 費 用	73, 665	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 276, 906
敷 金	7, 851	純 資 産 合 計	2, 033, 903
資 産 合 計	3, 731, 891	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3, 731, 891

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2023年4月 1日
至 2024年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売上高】		2,424,948
【売上原価】		1,457,959
売 上 総 利 益		966,989
【販売費及び一般管理費】		845,073
営 業 利 益		121,916
【営業外収益】		
保 険 金 収 入	6,818	
受 取 利 息	2,072	8,891
【営業外費用】		
為 替 差 損	87	
そ の 他	35	122
経 常 利 益		130,684
【特別損失】		
臨 時 損 失	213,947	213,947
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△ 83,262
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	2,700	
法 人 税 等 調 整 額	597,489	600,189
当 期 純 損 失 (△)		△ 683,452

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2023年4月 1日
至 2024年3月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金		株 主 資 本	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	100,000	1,050,000	1,160,000	2,210,000	407,355	407,355	2,717,355	2,717,355
当 期 変 動 額								
当 期 純 損 失					△ 683,452	△ 683,452	△ 683,452	△ 683,452
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 683,452	△ 683,452	△ 683,452	△ 683,452
当 期 末 残 高	100,000	1,050,000	1,160,000	2,210,000	△ 276,096	△ 276,096	2,033,903	2,033,903

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法によっております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

機 械 設 備	5～10年
線 路 設 備	9～30年
建 物 附 属 設 備	10年
工 具 器 具 備 品	4～15年

無形固定資産 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存期間（3年）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法、その他無形固定資産については契約期間に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、将来の支給見込み額のうち当期の負担額を計上しております。

(4) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の為替相場により換算し、換算差額は損益として計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、電気通信事業として、顧客に対して、主に光ファイバー回線の提供、sXGP方式通信サービスの提供を行っており、以下のとおり収益を認識しております。

・光ファイバー回線の提供

契約期間にわたって、顧客への光ファイバー回線サービス提供を行うことを履行義務として識別し、月額利用料を各月の収益として計上しております。

なお、初期費用として顧客から受領する回線開通サービス料収入については、契約期間の経過とともに履行義務が充足される為、契約期間にわたって、収益を認識しております。

・sXGP方式通信サービスの提供

契約期間にわたって、顧客へのsXGP方式通信サービス提供を行うことを履行義務として識別し、月額基本使用料及び通信料を各月の収益として計上しております。

また、sXGP対応の端末などの物品販売においては、顧客が物品の検収を行った時点で、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。

なお、初期費用として顧客から受領する開通手数料収入及び事務手数料収入については、契約期間の経過とともに履行義務が充足される為、契約期間にわたって、収益を認識しております。

2 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,382,644 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権 545,983 千円

短期金銭債務 40,151 千円

3 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高 1,617,292 千円

仕入高 69,281 千円

販売費及び一般管理費 584,701 千円

(2) 臨時損失に関する注記

①臨時損失の金額等

用途	場所	種類	臨時損失 (千円)
販売用商品	ビー・ビー・バックボーン(株) (東京都港区)	商品	137,685
検証用機器等	ビー・ビー・バックボーン(株) (東京都港区)	機械設備等	22,311
販売用ソフトウェア等	ビー・ビー・バックボーン(株) (東京都港区)	ソフトウェア	14,600
販売用無形資産	ビー・ビー・バックボーン(株) (東京都港区)	その他の無形資産	39,350

②臨時損失を認識するに至った経緯

sXGP方式サービス提供事業において、当該事業年度も引き続き営業損失を計上することになり、今後の事業計画を鑑み、当該事業の棚卸商品評価損と固定資産減損損失を臨時損失として計上しております。

4 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 25,200株

5 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却資産	26,904 千円
資産除去債務	26,774
賞与引当金	36,063
棚卸資産等	51,979
契約負債	179,984
繰越欠損金	347,768
繰延税金資産小計	669,475
評価性引当額	△ 655,796
繰延税金資産合計	13,678

繰延税金負債

資産除去債務に対応する撤去費用	△ 13,678
繰延税金負債合計	△ 13,678
繰延税金資産の純額	-

6 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等及び、親会社との間で導入した金銭消費寄託契約（キャッシュ・マネジメント・サービス）に限定しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクに関しましては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	308,780	308,780	-
(2) 売掛金	112,166	112,166	-
(3) 預け金	507,761	507,761	-
(4) 買掛金	(128,793)	(128,793)	-
(5) 未払金	(122,607)	(122,607)	-
(6) 未払法人税等	(2,700)	(2,700)	-
(7) 未払消費税等	(16,552)	(16,552)	-

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

7 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	ソフトバンク株式会社	被所有 直接100%	営業上の取引 役員の兼任	電気通信役務の提供(注1)	1,617,292	売掛金	38,222
						契約負債	382,256
						長期契約負債	466,071
				出向者給与の支払(注2)	613,161	未払金	31,968
				資金の寄託(注3)	500,000	預け金	507,761
				利息の受取(注3)	2,070		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 出向者に対する給与の支払いは契約をもとに決定しております。

(注3) 資金の寄託は、当社が親会社との間で契約締結している金銭消費寄託契約(キャッシュ・マネジメント・サービス)に係るものであり、取引金額は期末の残高を記載しております。また、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

8 1株あたり情報に関する注記

1株当たり純資産額 80,710円 43銭

1株当たり当期純損失(△) △27,121円 12銭

9 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針 (5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載している為、注記を省略しています。

11 その他の注記

(1) 資産除去債務に関する注記

① 当該資産除去債務の概要

有形固定資産の除去により、資産撤去工事並びに原状回復義務を有するものは資産除去債務を計上しております。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、使用見込期間は10年から21年、割引率は0.29%から0.98%を採用しております。

③ 当該事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	73,031 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,224 千円
時の経過による調整額	183 千円
資産除去債務の履行による減少額	△ 32 千円
期末残高	77,406 千円

第 23 期 附 属 明 細 書

自 2023 年 4 月 1 日
至 2024 年 3 月 31 日

ビー・ビー・バックボーン株式会社

Ⅱ 計算書類に係る附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

資産の種類		期 首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	期 末 残 高	減価償却累 計額又は償 却累計額	当期償却額	差引期末帳 簿価額
有形固定資産	機 械 設 備	367,806	76,657	16,096 (14,879)	428,367	148,024	40,941	280,343
	線 路 設 備	3,069,642	183,173	10,678 (543)	3,242,137	1,205,723	127,228	2,036,414
	建 物 附 属 設 備	3,243	-	-	3,243	918	324	2,324
	工 具 器 具 備 品	32,334	20,209	7,744 (6,888)	44,799	27,978	5,134	16,821
	建 設 仮 勘 定	205,129	341,335	280,041	266,423	-	-	266,423
	計	3,678,155	621,376	314,560	3,984,971	1,382,644	173,628	2,602,326
無形固定資産	ソ フ ト ウ ェ ア	271,712	5,180	14,600 (14,600)	262,292	262,292	11,582	0
	商 標 権	1,833	-	-	1,833	1,318	87	514
	特 許 権	1,006	-	-	1,006	298	125	707
	ソフトウェア仮勘定	0	12,528	12,528	0	-	-	0
	その他の無形資産	277,073	7,347	39,350 (39,350)	245,070	245,070	25,849	0
	計	551,625	25,057	66,479	510,202	508,980	37,645	1,222

(注1) 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

(注2) 当期増加額の主な発生要因

1. 機械設備	光ファイバー事業の波長貸サービス等提供機器購入による増加	72,756 千円
2. 機械設備	光ファイバー事業の光ケーブル収納ラック構築等による増加	3,387 千円
3. 線路設備	光ファイバー事業の光ケーブル等構築による増加	183,173 千円
4. 工具器具備品	光ファイバー事業の波長貸サービス等提供機器購入による増加	11,223 千円
5. 工具器具備品	sXGP事業の検証用端末購入による増加	5,206 千円
6. 工具器具備品	部門PC等による増加	3,779 千円
7. 建設仮勘定	光ファイバー事業の伝送路構築及び機器購入による増加	331,835 千円
8. ソフトウェア	sXGP事業の販売用アプリ開発等による増加	4,656 千円
9. ソフトウェア仮勘定	sXGP事業のソフトウェア及びその他の無形資産検収による増加	12,528 千円
10. その他	sXGP事業の業務管理システム等購入による増加	7,347 千円

(注3) 当期減少額の主な発生要因

1. 線路設備	光ファイバー事業の伝送路撤去による減少	10,134 千円
2. 建設仮勘定	光ファイバー事業の伝送路構築完了等による減少	271,054 千円
3. ソフトウェア仮勘定	sXGP事業のソフトウェア及びその他の無形資産供用開始による減少	12,528 千円

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	69,177	118,677	69,177	-	118,677

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

区 分	金 額	摘 要
給 料	282,057	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	93,018	
業 務 委 託 費	122,464	
減 価 償 却 費	24,338	
そ の 他	323,194	
合 計	845,073	

独立監査人の監査報告書

2024年6月6日

ビー・ビー・バックボーン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川村拓哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に準じて、以下に掲げられているビー・ビー・バックボーン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私は、2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 23 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

私は、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項および第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役会の職務の執

行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年6月7日 ビー・ビー・バックボーン株式会社

監査役 森山 佳紀 